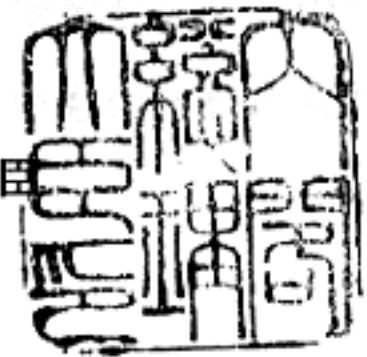


平成9年4月15日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



日本原子力研究所東海研究所の原子炉の設置変更

（JRR-3原子炉施設の変更）について（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、日本原子力研究所 理事長 吉川 允二から平成8年9月30日付け8原研05第115号をもって、別添のとおり申請があり（平成9年2月26日付け9原研05第38号で一部補正）、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第一号、第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第一号、第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1 法第24条第1項第一号（平和利用）

本件申請に係る変更は、日本原子力研究所東海研究所JRR-3原子炉施設において燃料芯材を低濃縮ウラン・アルミニウム分散型合金から低濃縮ウランシリコンアルミニウム分散型合金に変更し、併せて、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の増量を行うものであり、これらにより原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2 法第24条第1項第二号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、日本原子力研究所東海研究所JRR-3原子炉施設において、燃料芯材を低濃縮ウラン・アルミニウム分散型合金から低濃縮ウランシリコンアルミニウム分散型合金に変更し、併せて、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の増量を行うものであり、これらにより我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3 法第24条第1項第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、申請者が日本原子力研究所法に基づく政府出資金及び民間出資金をもって調達する計画になっており、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。